

中部運輸局

平成29年6月1日 14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 中山、久世、大石
TEL 052-952-8038

貸切バス事業者に対する事業許可取消し処分

平成29年5月9日、下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、中部運輸局が特別監査を行ったところ、輸送の安全確保命令に違反する事実（運行管理者が全く不在）が確認されたため、本日、当該事業者に対し、道路運送法第40条により「事業許可の取消し処分」を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：株式会社 インター観光

住 所：山形県鶴岡市大字布目乙21番地

代 表 者：落合 隆

営業所名：愛知営業所（愛知県一宮市平島二丁目9番地15）

※当該事業者の営業所は愛知営業所のみ

車 両 数：7両

2 事業許可を取消しした理由

平成29年3月30日に発令した輸送の安全確保命令※1（運行管理者※2を選任すること）（別紙参照）に基づく安全確認のための特別監査を、平成29年5月9日に行ったところ、同命令に違反する事実（運行管理者が全く不在）が確認されたため。

3 行政処分書の交付日時及び場所

平成29年6月1日（木） 午前10時

中部運輸局 愛知運輸支局（支局長 河合 基晴）

愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2

※1 「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定される「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。

※2 「運行管理者」とは、道路運送法第23条第1項に規定される「事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う者」で、自動車運送事業者は、「運行管理者資格者証」の交付を受けている者のうちから、営業所ごとに、車両数に応じた人数を選任しなければなりません。当該営業所にあつては1名。

連絡先：中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 野口、早川、加藤
TEL 052-952-8038

貸切バス事業者に対する全車両停止処分

平成29年3月30日、下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、中部運輸局が監査を行ったところ、運行管理者の不在（選任なし）が確認されたため、当該事業者に対し、道路運送法第27条第4項に規定する「輸送の安全確保命令」※1の発動及び同法第40条に規定する「全事業用自動車の使用停止処分」（営業所の全てのバスを使用停止）を行いましたのでお知らせします。

記

- 事業者及び営業所
事業者名：株式会社 インター観光
住 所：山形県鶴岡市大字布目乙21番地
代表者：落合 隆
営業所名：愛知営業所（愛知県一宮市平島二丁目9番地15）
- 輸送の安全確保命令を発動した理由
当該事業者の代表者から、「運行管理者」※2が全く不在であり、運行管理が行われていない状態を確認したため。
- 今後の対応
改善が確認されるまで、営業所の全てのバスの使用を停止する（即日施行）。
指定した期限内に改善が確認されない場合、事業許可を取り消す。

※1 「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定される「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。

※2 「運行管理者」とは、道路運送法第23条第1項に規定される「事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う者」で、自動車運送事業者は、「運行管理者資格者証」の交付を受けている者のうちから、営業所ごとに、車両数に応じた人数を選任しなければなりません。